

相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例について
相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定
める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例
(相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第 1 条 相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 8 5 号)の一部を次のように改正する。

目次中 「 第 4 節 運営に関する基準(第 5 1 条—第 6 0 条) を
第 4 章 認知症対応型通所介護 」

「 第 4 節 運営に関する基準(第 5 1 条—第 6 0 条)

第 3 章の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 基本方針(第 6 0 条の 2)

第 2 節 人員に関する基準(第 6 0 条の 3 ・ 第 6 0 条の 4)

第 3 節 設備に関する基準(第 6 0 条の 5)

第 4 節 運営に関する基準(第 6 0 条の 6 — 第 6 0 条の 2 0)

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に
関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針(第 6 0 条の 2 1 ・ 第 6 0 条の 2 2)

第 2 款 人員に関する基準(第 6 0 条の 2 3 ・ 第 6 0 条の 2 4)

第 3 款 設備に関する基準(第 6 0 条の 2 5 ・ 第 6 0 条の 2 6)

第 4 款 運営に関する基準(第 6 0 条の 2 7 — 第 6 0 条の 3 8)

第4章 認知症対応型通所介護

」

に改める。

第14条中「及び第68条」を「、第60条の6、第60条の28及び第60条の29」に改める。

第30条第2項及び第55条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通

所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事するこ

とができるものとする。

- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、便所、洗面設備及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とするこ

と。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第60条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準

額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第60条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるもの

とする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第60条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第60条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定地域密着型通所介護の利用定員

(5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(勤務体制の確保等)

第60条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護

を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第60条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第60条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

- (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (6) 第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- 3 前項の規定にかかわらず、指定地域密着型通所介護事業者は、同項第1号及び第2号に規定する記録について、同項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第60条の13第1項に規定する勤務の体制に関する記録
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録
(準用)

第60条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第43条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第60条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを

対象者とし、第60条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第60条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第60条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事す

ることができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第60条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第60条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の

3 5 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項で規則で定めるものを記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第 9 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第 6 0 条の 2 8 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第 6 0 条の 2 9 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第60条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等基準条例第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なけ

ればならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第60条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第60条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境

を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定療養通所介護の利用定員

(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(緊急時対応医療機関)

第60条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理

委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 前項の規定にかかわらず、指定療養通所介護事業者は、同項第1号及び第3号に規定する記録について、同項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第60条の13第1項に規定する勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録
(準用)

第60条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第43条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

第61条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第68条及び第69条を次のように改める。

第68条及び第69条 削除

第70条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第73条を次のように改める。

第73条 削除

第74条第4号中「。第76条において同じ」を削る。

第75条から第79条までを次のように改める。

第75条から第79条まで 削除

第79条の2を削る。

第80条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第60条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第81条中「及び第54条」を「、第54条、第60条の6、第60条の7、

第60条の11及び第60条の13から第60条の18まで」に、「読み替える」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替える」に改める。

第106条を次のように改める。

第106条 削除

第108条第2項第8号中「第106条第2項」を「次条において準用する第60条の17第2項」に改める。

第109条中「第73条、第75条及び第78条」を「第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替える」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第128条第2項第7号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第129条中「第73条、第78条」を「第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで」に、「、第105条及び第106条第1項から第4項まで」を「及び第105条」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」」に改める。

第149条第2項第8号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」

に改める。

第150条中「第73条、第77条、第78条、第100条及び第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第152条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第177条第2項第7号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第178条中「第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第190条中「第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第202条第2項第10号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第203条中「第73条、第75条、第78条」を「第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17」に、「及び第101条から第107条まで」を「、第101条から第105条まで及び第107条」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

(相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第46条第12項中「(指定地域密着型サービス基準条例」という。)」の次に「第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例」を加える。

(相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第81号)の一部を次のように改正する。

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

目次中	第1款	この節の趣旨及び基本方針(第114条・第115条)
	第2款	人員に関する基準(第116条・第117条)
	第3款	設備に関する基準(第118条・第119条)
	第4款	運営に関する基準(第120条—第131条)

を「第5節 削除」に改める。

第100条第1項第3号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第102条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第114条から第131条まで 削除

第132条第1項第3号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、「この条」の次に「及び第134条」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第134条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)」に改める。

第182条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)」を加える。

第246条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 指定訪問介護

(2) 指定訪問看護

(3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

(相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第233条第2項中「指定居宅サービス事業者をいう。)」の次に「、指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)」を加え、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。)」の次に「、指定地域密着型通所介護(相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第85号)第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「指定通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。(相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例第7条による改正前の相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成27年相模原市条例第17号)附則第5項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例第7条による改正前の相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第98条第1項第3号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)に、「指定通所介護をいう。以

下同じ。」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第8項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項まで」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項から第7項まで」に改める。

第100条第5項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第102条第1項から第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項から第3項まで」を加える。

第113条第7項中「第6項」を「第5項」に改める。

(相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第87号)の一部を次のように改正する。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

- (6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第63条を次のように改める。

第63条 削除

第65条第2項第8号中「第63条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第66条中「、第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第86条第2項第7号中「第63条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第87条中「、第38条」を「から第39条まで」に、「、第62条及び第63条」を「及び第62条」に改め、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、」を加え、「と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を削る。

(相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第66号)の一部を次のように改正す

る。

第96条第1号中「以下同じ。)であって」を「)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)であって」に、「以下同じ。)を提供する」を「)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供する」に改め、同条第2号中「以下同じ。)の食堂」を「)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂」に改め、「第95条第2項第1号」の次に「又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第2項第1号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第97条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)」を「指定地域密着型サービス基準省令」に改める。

第150条及び第160条中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

(相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第61条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定通所介護事業者をいう。)」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介

護事業者をいう。)」を加え、「以下同じ。）」を提供する」を「)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))を提供する」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。))」を「指定通所介護事業所をいう。))又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。))」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、同条第1号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の次に「(指定居宅サービス等基準省令第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。))」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第61条の2中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。))」を「指定地域密着型サービス基準省令」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域

密着型サービス基準条例第87条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

- 3 整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

(相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第6項の表第98条第1項第3号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)」に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同表第98条第8項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項まで」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項から第7項まで」に改め、同表第100条第5項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第102条第1項から第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項から第3項まで」を加える。

附則第7項の表第113条第7項の項中「第6項」を「第5項」に改める。

提案の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第14号)による関係省令の改正に伴う本市の地域密着型サービス、特別養護老人ホーム、居宅サービス、障害福祉サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正(第 1 条関係)

ア 利用定員 18 人以下の指定通所介護及び指定療養通所介護が地域密着型サービスへ移行することに伴い、指定地域密着型通所介護及び指定療養通所介護に係る基準として、従来の指定通所介護及び指定療養通所介護と同様の基準を追加するとともに、運営推進会議の設置の義務付けに係る規定を追加するもの

イ 指定認知症対応型通所介護事業者による運営推進会議の設置の義務付けに係る規定を追加するもの

※ 指定地域密着型通所介護(平成 28 年 4 月 1 日新設)

利用定員 18 人以下の事業所で、食事、入浴等の日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで提供するサービスをいう。

※ 指定通所介護

要介護認定を受けた者を対象に、食事、入浴等の日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで提供するサービスをいう。

※ 指定療養通所介護

難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者で、常時看護師による観察が必要なものを対象に、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで提供する利用定員 9 人以下の指定通所介護をいう。

※ 運営推進会議

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者(自治会長、民生委員等)、市職員、地域包括支援センター職員等で構成され、事業所の運営に対する評価を受け、要望、助言等を聴くことにより、地域との連携やサービスの質の確保を図ることを目的として、事業者が設置する協議会をいう。

※ 指定認知症対応型通所介護事業者

要介護認定を受けた認知症の利用者を対象に、食事、入浴等の日常生活上の支援や機能訓練を日帰り提供する事業者をいう。

(2) 相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第2条関係)

一定の要件の下で職員を置かないことができるという人員基準の緩和の対象となる地域密着型特別養護老人ホームの併設事業所への指定地域密着型通所介護事業所の追加をするもの

※ 地域密着型特別養護老人ホーム

入所定員29人以下の特別養護老人ホームをいう。

(3) 相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第3条関係)

ア 指定療養通所介護が地域密着型サービスへ移行することに伴う基準の削除をするもの

イ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護において利用できる外部サービスへの指定地域密着型通所介護の追加をするもの

※ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

別の事業所が提供する外部サービスを利用した指定特定施設入居者生活介護をいう。

※ 指定特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する利用者(要介護認定)が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスをいう。

(4) 相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正(第4条関係)

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護において利用できる外部サービスへの指定地域密着型通所介護の追加をするもの

※ 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

別の事業所が提供する外部サービスを利用した指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。

※ 指定介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する利用者(要支援認定)が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスをいう。

- (5) 相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例第7条による改正前の相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正(第5条関係)

利用定員18人以下の指定通所介護及び指定療養通所介護の地域密着型サービスへの移行に伴い、相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成27年相模原市条例第17号)附則第5項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例第7条による改正前の相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第86号)の一部を改正するもの

- (6) 相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正(第6条関係)

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者による運営推進会議の設置の義務付けに係る規定を追加するもの

※ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者

要支援認定を受けた認知症の利用者を対象に、食事、入浴等の日常生活上の世話や機能訓練を日帰り提供する事業者をいう。

- (7) 相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第7条関係)

指定地域密着型通所介護事業者を基準該当生活介護等を行う事業者を追加するもの

※ 基準該当生活介護等

基準該当生活介護及び基準該当自立訓練(機能訓練・生活訓練)をいう。

※ 生活介護

施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他必要な援助を要す

る利用者に、日常生活上の支援及び創作的活動の機会を提供するサービスをいう。

※ **自立訓練(機能訓練・生活訓練)**

自立した日常生活又は社会生活を営むため、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスをいう。

(8) **相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第8条関係)**

指定地域密着型通所介護事業者を基準該当児童発達支援等を行う事業者に追加するもの

※ **基準該当児童発達支援等**

基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスをいう。

※ **児童発達支援**

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識及び技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な訓練を行うサービスをいう。

※ **放課後等デイサービス**

就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスをいう。

2 **施行期日等**

(1) **施行期日**

平成28年4月1日

(2) **経過措置**

ア **附則第2項関係**

利用定員18人以下の指定通所介護事業所からサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に移行する場合に、一定の期間、宿泊室を設けないことができることとするもの

イ **附則第3項関係**

利用定員18人以下の指定通所介護事業所からサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に移行する場合に、一定の期間、宿泊室を設けないことができることとするもの

※ **サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所**

小規模多機能型居宅介護事業所(本体事業所)の出張所的機能を持って設けられる事業所(サテライト型事業所)をいう。

※ 小規模多機能型居宅介護

利用者(要介護認定)が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への通いを中心として、短期間の宿泊及び利用者の自宅への訪問を組み合わせ、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスをいう。

※ サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(本体事業所)の出張所的機能を持って設けられる事業所(サテライト型事業所)をいう。

※ 介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者(要支援認定)が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への通いを中心として、短期間の宿泊及び利用者の自宅への訪問を組み合わせ、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスをいう。

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 4 年相模原
市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 2 7 年法律第 5 3
号)第 3 2 条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築
物の床面積のうち、同法第 3 0 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合させるた
めの措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合に
おける建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成 2 8 年
政令第 8 号)第 3 条に定める床面積

別表第 1 に次のように加える。

3 9	横山南部 3 ・ 5 丁 目地区地区整備計 画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された 相模原都市計画横山南部 3 ・ 5 丁目地区地区計画に おいて地区整備計画が定められている区域
-----	---------------------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

3 9 横山南部 3 ・ 5 丁目地区地区整備計画区域

計 画 地 区	住宅系地区	沿道系地区	商業系地区
	次に掲げる建築 物以外の建築物	(1) 法別表第 2 (い) 項第	(1) 法別表第 2 (い) 項第

		<p>(1) 法別表第 2 (い) 項第 1 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に掲げるものの</p> <p>(2) 法別表第 2 (い) 項第 2 号に掲げるもの(政令第 1 3 0 条の 3 第 1 号及び第 7 号に掲げるものに限る。)</p> <p>(3) 法別表第 2 (い) 項第 3 号に掲げるもの(共同住宅にあつては、各住戸の床面積が 2 5 平方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(4) 法別表第 2 (い) 項第 4 号に掲げるもの(図書</p>	<p>3 号に掲げる建築物(共同住宅に限る。)で、各住戸の床面積が 2 5 平方メートル未満のもの</p> <p>(2) 法別表第 2 (い) 項第 7 号に掲げる建築物</p> <p>(3) 法別表第 2 (に) 項第 3 号から第 6 号までに掲げる建築物</p> <p>(4) 法別表第 2 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物</p> <p>(5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令第 1 3 0 条の 5 の 3 各</p>	<p>3 号に掲げる建築物(共同住宅に限る。)で、各住戸の床面積が 2 5 平方メートル未満のもの</p> <p>(2) 法別表第 2 (い) 項第 7 号に掲げる建築物</p> <p>(3) 法別表第 2 (に) 項第 3 号から第 6 号までに掲げる建築物</p> <p>(4) 法別表第 2 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物</p> <p>(5) 法別表第 2 (へ) 項第 2 号に掲げる建築物(原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐</p>
--	--	---	---	---

<p>(1)</p>	<p>建築してはならない建築物</p>	<p>館その他これに類するものに限る。)</p> <p>(5) 法別表第 2 (は) 項第 3 号に掲げるもの</p> <p>(6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令第 1 3 0 条の 5 の 3 各号に掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル(飲食店にあっては、1 0 0 平方メートル)以内のもの(3 階以上の部分をその用途に供</p>	<p>号に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以内のもの(2 階以下の部分をその用途に供するものを除く。)</p>	<p>屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業(食品加工業を含む。) 又はクリーニング業の用途に供する建築物を除く。)</p> <p>(6) 法別表第 2 (へ) 項第 3 号から第 5 号までに掲げる建築物</p> <p>(7) 法別表第 2 (と) 項第 3 号に掲げる建築物(同号(5) に掲げる事業(裁縫及び編物に限る。) 又は同号(1 2) に掲げる事業の用途に供する建築物を除く。)</p>
--------------	---------------------	--	---	---

			<p>するものを除く。)</p> <p>(7) 前各号に掲げるものに附属するもの</p>	
(2)	建築物の容積率の最高限度			
(3)	建築物の建ぺい率の最高限度			
(4)	建築物の敷地面積の最低限度		<p>120平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。</p>	<p>100平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。</p>
(5)	壁面の位置の	(ア) 距離	道路境界線及び隣地境界線までの場合にあっては、0.8メートル	
		(イ) 適用除外の建築物	<p>(1) 相模原都市計画地区計画の決定について(平成28年相模原告示第 号)の告示の日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で(4)項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同</p>	

	制限	<p>項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>(2) 物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3メートル以下で、かつ、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>	
(6)	建築物の高さの最高限度	<p>11メートル。ただし、相模原都市計画地区計画の決定について(平成28年相模原告示第 号)の告示の日において、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地の全部を一の敷地として使用する場合(道路、公園その他これらに類する公共施設の用に供した場合を除く。)で、当該告示の日におけるこれらの建築物の高さ(工事中の建築物にあつては、完成時の高さ)を超えない範囲で建築物を建築するときは、適用しない。</p>	16メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第3項に1号を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

提案の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の施行に伴い、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積の一部を建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととする規定及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、

適正な都市機能及び健全な都市環境を確保するため、横山南部3・5丁目地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

案 内 図

